

1. 計画の目的

- 限られた財源の中、**民間活力の導入**により、
- ①多様な保育ニーズに対応し、働く保護者を支援する。
 - ②民間の独創的かつ個性的な運営方法を支援し、**保護者の選択の幅**を広げる。
 - ③保育施設の建替えにより、**良質な保育環境**を整備する。
 - ④増加する財政負担に対応しつつ、子育て支援の充実を図るため、**行政のスリム化**を推進する。

2. 全体方針

- ①公立保育所の役割を果たしていくため、岐阜市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域(5区域)ごとに**公立保育所を1か所は存続**させる。
- ②それ以外の保育所は**民設民営方式**で民営化の対象とする。
ただし、今後の保育需要の動向などを踏まえ、**(A)単独で民営化と(B)統廃合又は分園化等を検討し民営化**に分類をして、段階的に実施する。

3. 保育所ごとの個別方針

①公立保育所として運営 (5か所)

各区域で、定員規模や0歳児保育の実施などの条件を総合的に勘案し、以下を公立保育所として運営する。

区域	中央部	南西部	南東部	北西部	北東部
保育所名	京町	市橋	長森南	木田	鷺山

②民営化対象の保育所 (15か所)

(A) 単独で民営化 (9か所)

民営化後も継続的かつ安定的な運営が可能である一定数の児童が入所し、かつ将来の保育需要が見込める保育所は単独で民営化する。

区域	中央部	南西部	南東部	北西部	北東部	
保育所名	あかね	柳津東 佐波	長森北	島 早田	合渡 則武	岩野田

(B) 統廃合又は分園化等を検討し民営化 (6か所)

入所児童数が少なく、今後も増加する可能性が低い保育所については、周辺の保育所との統廃合や分園化*等を検討し民営化する。

区域	北西部	北東部
保育所名	西郷 — 網代 — 黒野	三輪南 — あいかわ — 三輪北

*保育所(園)の分園化
本体となる保育所(園)と一体的に運営を行う定員規模が30人未満の保育施設で、本体となる保育所(園)からの距離は通常の交通手段で30分以内を目安とするなどの基準がある。

4. 第三次民営化計画の実施期間

子ども・子育て支援事業計画の計画期間に合わせ、**前期計画(R2年度～R6年度)**と**後期計画(R7年度～R11年度)**に分けて**民営化を推進**する。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画					第3期計画				
第三次公立保育所民営化基本計画	前期計画 単独で民営化する保育所(9か所)					後期計画 統廃合又は分園化等を検討し民営化する保育所(6か所)				

5. 民営化実施スケジュール

(A) 単独で民営化する保育所 (9か所)

令和4年度～令和6年度の3年間に**1年に3か所ずつ**築年数順に実施する。なお、園舎の老朽化が進行している**早田、岩野田、則武、佐波、合渡、柳津東**の各保育所については、原則として**民営化後5年以内**に、それ以外の保育所については、必要に応じて園舎の建替えを行うこととし、**建替えは移管先法人が実施**するものとする。

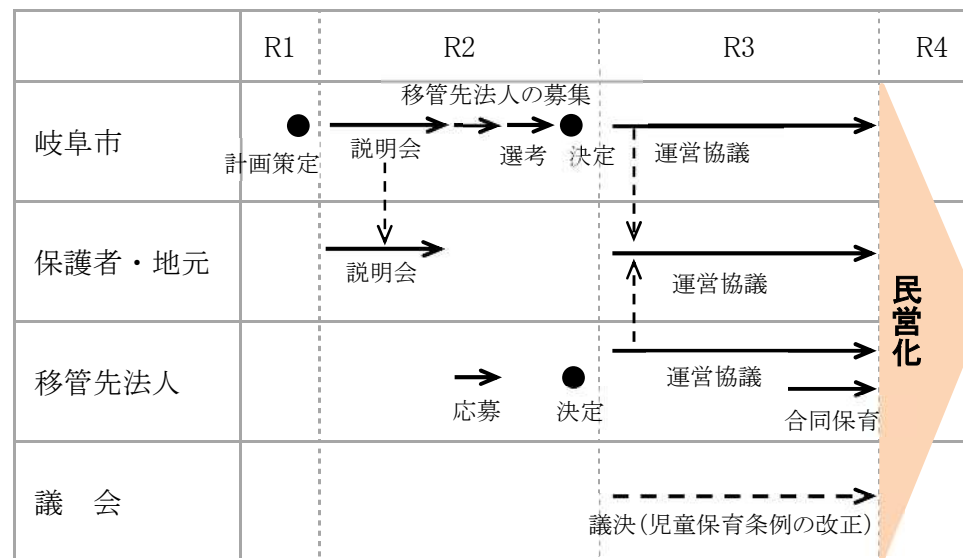
移管年度	保育所名	定員	保育年齢	建物構造	築年月	築年数 (H31.4時点)
令和4年度	早田	70	1～5	木造平屋	S40.10	53年
	岩野田	110	1～5	木造平屋	S43.3	51年
	則武	140	1～5	木造平屋	S45.12	48年
令和5年度	佐波	180	0～5	鉄骨平屋	S49.3	45年
	合渡	80	1～5	鉄骨平屋	S49.12	44年
	柳津東	120	0～5	RC造平屋	S50.3	44年
令和6年度	島	60	1～5	鉄骨平屋	S61.3	33年
	あかね	70	1～5	RC造2F	H1.1	30年
	長森北	80	1～5	RC造2F	H2.3	29年

(B) 統廃合又は分園化等を検討し民営化する保育所 (6か所)

第3期子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)の策定に合わせ、将来の保育需要などを踏まえ**令和6年度までに方針を決定**する。

6. 民営化実施スキーム

【令和4年度 民営化の場合】



7. 民営化後の運営主体

- ①**社会福祉法人**又は**学校法人**(いずれも新設含む)であること。
※第三次では新たに学校法人を含める
- ②新たに法人を新設する場合は、事務所を岐阜市内に置くこと。

8. 主な民営化条件

以下の条件をベースに、保護者等の意見も考慮し保育所ごとに募集要項を策定する。

【1. 民営化後の保育施設・事業】

- ①民営化後は、**保育園**又は**認定こども園**として運営すること。

【2. 土地・建物の取り扱い】

- ①**建物**及び保育用備品等は**無償譲渡**、**土地は無償貸与**とする。
- ②園舎の老朽化が進行している**早田、岩野田、則武、佐波、合渡、柳津東**の各保育所については、**民営化後5年以内**に現在地又は近隣地で**移管先法人が建替える**ことを原則とする。
⇒施設整備費助成の補助率の嵩上げを検討
なお、近隣地で建替える場合は移管先法人自らが土地を確保すること。

【3. 定員の増加等】

- ①園舎の建替えに合わせて、**0歳児保育の実施**及び**3歳未満児の定員の増加**を図ること。

【4. 保育サービスの充実】

- ①民営化前のサービスは維持するとともに、保育時間の延長や一時預かり事業などの**新たな保育サービス**の実施を図ること。

【5. 保育の引継ぎ】

- ①児童や保護者へのさまざまな影響を最小限とするため、遅くとも民営化する3か月前から公立保育所の保育士と移管先法人が雇用した保育士による**合同保育**を実施すること。

【6. 職員配置】

- ①施設長及び主任保育士・主幹保育教諭は、幹部職員として保育所(園)・幼稚園・認定こども園で**3年以上**の経験がある者、あるいは保育士としての勤務経験が**10年以上**である者であること。
- ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。

【7. 保育園等運営】

- ①民営化決定後、**保護者・地域関係者との話し合いの場**を設置し、保育園等の運営などについて協議を行うこと。
- ②制服等の導入を含め、民営化後の保育園等の運営は、可能な限り公立保育所の手法を**2年間**は引き継ぐこと。
ただし、保護者や地域住民等との話し合いによりこの期間を変更することができる。
- ③給食は、**自園調理**とすること。

9. 移管先法人の選定

募集方法：**公募**
選考方法：「岐阜市立保育所移管先法人選考委員会」を設置して選考
【構成メンバー】
学識経験者、法人経理専門家、保育経験者、自治会、保護者会 等